

令和8年度 会計年度 母語学習協力員 採用選考受験申込書(履歴書)

受験番号	※記入の必要はありません			写真 写真を貼ってください。3か月以内の脱帽、正面顔写真のこと。 (4cm×3cm)
フリガナ				
氏名				
生年月日	年	月	日	
現住所				希望通知先
電話				1. 現住所
現住所以外 の連絡先				2. 現住所以外
(本人以外 氏名 関係) 電話				
学歴	学校名(最終から高等学校まで)	学部・学科・専攻等	期 間	該当を○で囲む
	(最終)		年 月から 年 月まで	卒業 中退 卒業見込
	(その前)		年 月から 年 月まで	卒業 中退
	(その前)		年 月から 年 月まで	卒業 中退
	(その前)		年 月から 年 月まで	卒業 中退
職歴	勤 務 先	仕 事 内 容 等 (詳細に記入してください)	期 間	該当を○で囲む
	(最新)		年 月から 年 月まで	退職 在職中
			年 月から 年 月まで	退職 在職中
			年 月から 年 月まで	退職 在職中
			年 月から 年 月まで	退職 在職中
			年 月から 年 月まで	退職 在職中
			年 月から 年 月まで	退職 在職中
研修歴	研修・講座・セミナー等の名称 あるいは主催した機関	内 容 等 (詳細に記入してください)	時 期	時 間 数
			年 月	時間
			年 月	時間
			年 月	時間
			年 月	時間

受験番号	※記入の必要はありません	氏名	
資格	資格名称	交付機関名	取得年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
志望の理由			
専門経験の内容			
自己PR			
採用後の兼業の予定(勤務先、勤務時間等)			
有 ・ 無			
※採用後、状況に変更があった場合にはその都度報告してください。			
下記の事項の該当、非該当を○で囲む			
1. 拘禁刑（令和7年5月31日以前は禁錮）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者			
該 当 非該当			
2. 名古屋市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者			
該 当 非該当			
3. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者			
該 当 非該当			
4. 令和8年12月25日に施行のこども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）第2条第8項（別紙参照）に該当する者			
該 当 非該当			
私は募集要項に掲げてある応募資格を満たしており、この申込書のすべての記入事項に相違ありません。			
年 月 日 氏名（自署）			

令和8年度 会計年度 母語学習協力員 採用選考受験票

(写 真)

申込書と同じ写真を貼ってください。

3か月以内の脱帽、正面顔写真のこと。

(4cm×3cm)

年 月 撮影

受験番号	※記入の必要はありません
フリガナ	
氏名	
住所	〒 ー

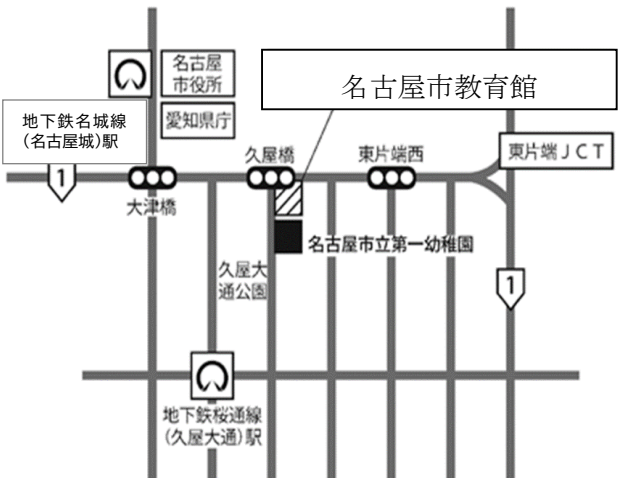
＜注意事項＞

- 1 試験日は、令和 年 月 日（ ）です。受験の際は必ず本票を持参のうえ、集合時刻（ 時 分）までに着席してください。
- なお、受付は 時 分～ 時 分です。
- ※ 時 分以前には入室できません。

○受付及び試験会場：名古屋市教育館

〔受付・控室： 階 第 研修室 試験会場： 階 第 研修室 〕

- 2 筆記試験を 時 分より行います。鉛筆、消しゴムを必ず各自で持参してください。
- 3 面接試験を、 時 分より行います。開始時刻の 10 分前までには、控室にお越しください。
- 4 選考会場内は禁煙です。また発生したごみは各自必ず持ち帰ってください。
- 5 選考会場へは、公共交通機関でお越しください。



＜名古屋市教育館＞

名古屋市東区泉 1 丁目 1-4

＜アクセス＞

- ① 地下鉄名城線「名古屋城」下車 3 番出口より 徒歩約 10 分
- ② 地下鉄桜通線「久屋大通」下車 1A 番出口より 徒歩約 8 分
- ③ 市バス「市政資料館南」下車 徒歩 1 分
- ④ 名鉄瀬戸線「東大手」下車 徒歩約 12 分

- 6 合否については、面接試験の約 2 週間後に郵送にて発送します。受験票は選考結果の情報提供時に必要ですので、大切に保管してください。なお電話等による合否問合せには一切お答えいたしません。

(参照条文)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
(令和6年法律第69号) (抄)

(定義)

第二条 (略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分にに関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規則及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日かに起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの